

## 生駒市規則第 2 1 号

生駒市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

### 生駒市会計規則の一部を改正する規則

生駒市会計規則（昭和 4 8 年 3 月生駒市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「収入日計表」を「歳入日計表」に、「うえ」を「上」に改め、同条第 3 項中「収支月計表」を「収支現計表」に改める。

第 2 9 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、課長は、予算科目が 2 以上にわたるとき、又は相手が 2 人以上にわたるときは、当該経費を合算して支出命令書等を作成することができる。この場合において、支出命令書等には、市長が別に定める明細表を添付しなければならない。

第 3 4 条第 1 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 3 5 条第 1 項を次のように改める。

令第 1 6 2 条第 6 号の規定により概算払をすることができる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）の規定による措置に要する経費
- (2) 概算で支払をしなければ契約し難い鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）に規定する鉄道事業者に対する委託に要する経費

(3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子育てのための施設等利用給付に要する経費

第43条第1項中「支出日計表」を「歳出日計表」に改め、同条第2項中「収支月計表」を「収支現計表」に改める。

第45条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 備品 性質又は形状を変えずに長期間の使用又は保存に耐え得る物品（一組又は一品の取得価額又は評価額が2万円以上の物品及び会計管理者が必要と認める物品に限る。）

(2) 消耗品 次に掲げる物品

ア 性質又は形状が1回又は短期間の使用により消費され、又は損傷しやすい物品

イ 消耗品的刊行物及び比較的短期間に更新される図書

ウ 性質又は形状を変えずに長期間の使用又は保存に耐え得る物品のうち、一組又は一品の取得価額又は評価額が2万円未満のもの（前号の備品を除く。）

第47条の見出しを「（物品の出納の通知）」に改め、同条中「物品取得調書」を「物品出納通知書」に、「当該物品を会計管理者に引き渡さなければ」を「会計管理者に通知しなければ」に改め、同条ただし書中「もの」を「物品」に、「この限りでない」を「支出命令書等又は会計管理者が必要と認める書類を会計管理者に回付することにより通知に代えることができる」に改め、同条第7号を次のように改める。

(7) 前各号に掲げるもののほか、物品の目的又は性質により会計管理者の保管を要しない物品

第48条を次のように改める。

（出納の記録）

第48条 会計管理者及び課長は、物品のうち備品については、備品の出納があったときに備品出納簿に記録しなければならない。

第52条を削る。

第51条第2項中「ときは」を「場合において、当該物品が備品であるときは」に改め、同条を第52条とする。

第50条第2項中「ときは」を「場合において、当該物品が備品であるときは」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「市長が別に定める重要物品について」を削り、同項を同条第3項とし、同条を第51条とする。

第49条の次に次の1条を加える。

(物品の返納)

第50条 課長は、管理する物品を使用する必要がなくなったときは、当該物品を出納員に返納しなければならない。この場合において、当該物品が備品であるときは、物品返納通知書により会計管理者に通知しなければならない。

第53条を削り、第54条を第53条とし、第55条を第54条とする。

第56条第1項中「場合」を「とき」に改め、「課長」の次に「又はその指定する職員」を加え、同条第2項中「備品保管票と対照のうえ点検し、備品保管一覧表に押印しなければ」を「備品台帳一覧表と対照の上点検しなければ」に改め、同条を第55条とし、同条の次に次の2条を加える。

(不用の決定)

第56条 課長は、使用中の物品及び出納員が保管している物品のうち、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、不用の決定をすることができる。

- (1) 市において不用となった物品
- (2) 修繕しても使用に耐えない物品
- (3) 修繕することが不利と認められる物品

2 前項の決定をしようとする場合において、当該物品が備品であるときは、物品処分伺書により市長の決裁を受けなければならない。

(不用物品の処分)

第56条の2 前条第1項又は第2項の規定による不用の決定をしたときは、当該物品について、売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 課長は、前項の規定による処分をした場合において、当該物品が備品であるときは、会計管理者に報告しなければならない。

第69条第2号を次のように改める。

(2) 収支現計表

第69条第6号を次のように改める。

(6) 歳入簿

第69条第8号を次のように改める。

(8) 歳出日計表

第69条第13号を次のように改める。

(13) 歳入歳出外現金受払簿

第69条第16号を次のように改める。

(16) 備品台帳一覧表

第70条第1号を次のように改める。

(1) 歳入簿

第70条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

別表第2中

7 賃金	雇入れのとき	賃金単価、雇用人員及び雇用期間の積算額	雇入決議書、支払調書	
(長期雇用職員賃金)	支出決定のとき	支出しようとする額	支払調書	3月以上引き続いて雇入れの場合

を削り、同表中「8 報償費」を「7 報償費」に、「9 旅費」を「8 旅費」に、「10 交際費」を「9 交際費」に、「11 需用費」を「10 需用費」に、「12 役務費」を「11 役務費」に、「13 委託料」を「12 委託料」に、「14 使用料及び賃借料」を「13 使用料及び賃借料」に、「15 工事請負費」を「14 工事請負費」に、「16 原材料費」を「15 原材料費」に、「17 公有財産購入費」を「16 公有財産購入費」に、「18 備品購入費」を「17 備品購入費」に、「19 負担金補助及び交付金」を「18 負担金補助及び交付金」に、「20 扶助費」を「19 扶助費」に、「21 貸付金」を「20 貸付金」に、「22 補償、補填及び賠償金」を「21 補償、補填及び賠償金」に、「23 償還金、利子及び割引料」を「22 償還金、利子及び割引料」に、「24 投資及び出資金」を「23 投資及び出資金」に、「25 積立金」を「24 積立金」に、「26 寄附金」を「25 寄附金」に、「27 公課費」を「26 公課費」に、「28 繰出金」を「27 繰出金」に改める。

別表第4の7の項中「収入日計表」を「歳入日計表」に改め、同表の11の項中「収支月計表」を「収支現計表」に改め、同表の37の項中「支出日計表」を「歳出日計表」に改め、同表の38の項中「物品取得調書」を「物品出納通知書」に改め、同表の39の項を次のように改める。

39	削除
----	----

別表第4の40の項中「備品保管票」を「備品出納簿」に改め、「、第50条、第56条及び第70条」を削り、同表の41の項中「第50条」を「第51条」に改め、同表の42の項中「第52条及び第55条」を「第54条」に改め、同表の43の項中「物品返納書」を「物品返納通知書」に、「第52条」を「第50条」に改め、同表の44の項中「第53条」を「第56条」に改め、同表の45の項中「第54条」を「第53条」に改め、同表の46の項中「備品保

管一覧表」を「備品台帳一覧表」に、「第56条」を「第55条」に改め、同表の50の項中「歳入整理簿」を「歳入簿」に改め、同表の56の項中「歳入歳出外現金収支簿」を「歳入歳出外現金受払簿」に改める。

様式第1号から様式第11号までを次のように改める。

様式第1号から様式第11号まで 略

様式第15号を次のように改める。

様式第15号 略

様式第17号から様式第24号までを次のように改める。

様式第17号から様式第24号まで 略

様式第26号及び様式第27号を次のように改める。

様式第26号及び様式第27号まで 略

様式第35号から様式第46号までを次のように改める。

様式第35号から様式第46号まで 略

様式第48号から様式第56号までを次のように改める。

様式第48号から様式第56号まで 略

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市会計規則の規定は、令和2年度の会計事務から適用し、令和元年度分の会計事務については、なお従前の例による。